

関西労災職業病 6月号

(通巻第165号)

関西労働者安全センター 1988.6.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742 **100円**



- 7. 16アスベストシンポに参加しよう！…………… 2
- 第2回VDT作業労働相談デー…………… 5
- VDT作業環境チェックのために④…………… 7
- 前線から(ニュース)…………… 8
- アジアの労災・職業病 聞きかじり② 西野方庸…………… 13
- ゆき道かえり路⑩…………… 15
- 地域のページ…………… 16
- 石綿問題の動向と今後の対策④…………… 19

神奈川労災職業病センター所長 田尻宗昭

5月の新聞記事から/18 夏期カンパのお願い/22 表紙写真/吹付けアスベスト

アスベスト問題に地域・職場から強い監視体制を！

7・16シンポジウムに参加しよう

全国でアスベスト（石綿）問題についての取り組みが進められているが、大阪でも職場や公共施設などのアスベスト対策が進められつつある。今号の「地域のページ」や「前線から」でも報告しているように、職場での労組の取り組みが行われ、また「働く者に健康を！東大阪連絡会」では、すでにアスベストの撤去に向けて会社側や市当局と交渉に入っている。

文部省の学校施設調査は

極めて不十分

文部省は昨年、アスベスト問題が社会問題化するなかで、全国四万五千の公立学校を対象に、吹付けアスベストの調査を実施している。しかし、この調査は吹付けアスベストの撤去・改修工事にかかる費用の概算をはじめだすためのものであり、基本的には設計図書の確認と目視による確認のみであり、検体の分析は指導していない。また、調査の範囲も、階段、廊下、調理室を除外しており、極めて不十分なものである。

大阪府下の学校施設では、こうした文部省の調査依頼に基づきすでに調査が行われた。調査の仕方は、上記の手順のほかに、府の推薦する日本建築総合試験所に検体の分析を委

託する、というものであった。しかし、実際に分析の委託まで行うかどうかは各市町村の教育委員会に委ねられており、自治体によってまちまちである。なかには、目視による確認も行っていない自治体もある。文部省は全国の公立小・中・高校の三・三％にあたる一三三七校にアスベストの吹き付けがあるとの結果を発表しているが、この数字が実態を忠実に反映してるとは考えがたい。

イギリスのアスベスト表示



アスベストに注意

アスベスト粉塵を吸うと健康障害の恐れあり

大阪でもほとんどの市町村に

アスベスト吹きつけ施設がある

現在のところ大阪府下全体の、吹きつけアスベストのある学校数は判明していないが、ほとんどの市町村に二、三校園から一〇校校園ある。例えば、大阪市の教育委員会によれば、十一校園あるとのことであるが、すでにそれ以外の学校でも吹きつけアスベストの疑いのある施設が浮かんできており、実数はこれからさらに多くなる可能性がある。吹きつけ箇所について言えば、防音のために階段室の天井や体育館、それに浄化槽、機械室に多く吹きつけられているようである。しかし、文部省の調査の範囲は屋内に限られており、例えば渡り廊下などの調査は行われていないと考えられる。今後、学校施設の

吹きつけアスベストの調査を再度行う必要も生じてくるの可能性がある。

不安だらけ

今後の撤去・改修工事

アスベストの撤去・改修工事は、昨年の冬休みから今年の春休みにかけて行った自治体がいくつかあるが、大半はまだ工事に取りかかっていない状況である。しかし学校施設の場合、工事は子供のいない休み期間中となり、かなりの自治体ではこの夏休みに工事が行われる予定である。ここで問題なのは、工事にあたる業者の選定である。撤去工事の場合相場で一平米あたり二〜三万とかなり高額になる。自治体が業者の選定にあたってどのような選択を行うかが問題である。また、工事前後の作業所や周辺の気中濃度の測定や、工事

に伴うアスベスト飛散の程度を適切に行うかなど、工事自体の問題もある。さらには、撤去したアスベスト廃棄物をどうすかも十分検討しなければならない。ある自治体では、コンクリートで固化した後、ドラム缶につめ、処分地が見つかるまで保管している。

大切なのはアスベスト問題への

労働者・市民の関心

以上工事に関する問題点を指摘したが、予定されている工事を安全・確実なものにするためには、アスベストの危険性への世論を喚起し、工事を監視する気運を作っていく必要がある。また、吹きつけアスベストは学校のみならず、一般の体育館や公共施設にもある。すでに守口市では、公会堂のアスベスト撤去を行っている

る。学校の次は当然、一般公共施設が問題になってくると思われる。今後の吹き付けアスベスト問題の動向を決定するうえでも、この夏の学校施設のアスベスト撤去・改修工事は非常に重要な意味をもっている。

アスベスト対策を考える

シンポジウムへ参加を

大阪と同じくこの夏休みに学校での工事の予定されている東京では、七月十八日に安全・確実なアスベスト撤去を求める集会が開かれる。それに先だって大阪では、アスベスト対策大阪ネットワークの主催で、七月十六日に「アスベスト対策を考えるシンポジウム―学校・公共施設のアスベストの安全・確実な撤去を求めて―」と題した、シンポジウムが開かれる。シンポジウムには、大阪府議の石原忠一氏、堺市議の長

谷川俊英氏、石綿対策全国連絡会の伊藤彰信氏、自治労本部顧問医の中桐伸五氏を予定している。石原氏と長谷川氏は、ともに府議会、市議会において積極的にアスベスト問題を取り上げており、大阪の現状についての報告が期待されている。センターとしても、アスベスト対策大阪ネットワークとともにアスベスト問題に取り組んでいきたいと考えている。読者諸氏の七月十六日シンポジウムへの参加を呼びかけたい。

アスベスト対策を考えるシンポジウム

アスベストの安全を確実な撤去を求めて

日時

七月十六日(土) 午後二時～五時

場所

市立労働会館二二〇一ロウ室

報告生口者

石原忠一(大阪府議会議員)

長谷川俊英(堺市議会議員)

伊藤彰信(全国石綿対策連絡会運営委員)

中桐伸五(自治労本部顧問医師)

主催

アスベスト対策大阪ネットワーク

(連絡先・関西労働者安全センター気付)

必要なのはVDT作業規制の徹底

VDT労働対策連絡会

三万枚の

ビラまき

電話でVDT作業の仕事に関する

悩みを受け付ける「VDT作業労働相談デー」を、この五月二六日〜二

八日の三日間実施した。この取り組

みは昨年八月末にセンターとVDT

労働対策連絡会が行い、計三〇件の

相談を受けたその第二弾ということ

になる。今回は、総評東南地区評の

提案で行うことになったもので、三

万枚のビラ配布を中心とした宣伝活

動を直前一週間に行った。ビラ配布

については、大阪市内地域だけでは

なく、東地域合同労組、北摂トータ

ルユニオンの協力を得て六カ所の

ターミナル駅での宣伝を行っている。

(ビラの裏面には、VDT作業の健

康問題についての啓蒙的内容を盛り

込んだ。次頁参照)

OAが作り出す

劣悪な作業環境

今回の電話相談は、マスコミの取

り上げ方の違いから、前回に比べて

件数が六件と少なかったが、その内

容は相変わらず「眼の痛み」「視力

の著しい低下」「頸肩腕症状」の訴

えがほとんどであった。また、今回

はVDT作業者の作業環境について

の質問を相談者に行ったが、VDT

作業のための配慮がされている例は

皆無であった。

ある計測機器メーカーのVDT作

業者の例を紹介する。パソコンを操

作し、文書作成作業、データ入力作

業を任されているが、机は会議用の

長机でイスはパイプ椅子。机が高す

がるため、近くの社員が出張中は、

その空いている事務椅子を使って作

業をし、帰ってくればまたもとのパ

イプ椅子にもどす。その状態で一日

に五〜六時間は作業をしているが、

最近特に肩の痛みがひどくなってき

た。もともと派遣社員として現在の

会社で働き始め、今は正社員という

身分でなので、あんまり「こうして

欲しい」というようなことはできな

いと言う。

相談員は、労働省のガイドライン

などの内容について説明をして、問

題点を指摘し、少しずつでもよいから改善を目指すように助言。

恒常的な相談 受け入れ体制を

相談期間が終了した後、VDT労働対策連絡会を開き、今回の労働相談を総括した。二回の相談を受けて

判ることは、VDT作業による同種

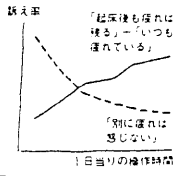
また他に、各労働組合で続々

の健康上の悩みをもつ労働者の数は極めて多いものと考えねばならないことである。したがって期間を定めて行うというよりも、今後は二月に一回というように、大がかりでなくとも定期的に相談活動を行い、そのための宣伝をおこなうという方向を確認した。

と締結されているVDT作業協定についての討論、VDT作業者特殊健診の内容チェックなどの取り組みを行っていくことや、機器のわきにペタリと貼っておける教宣ステッカーの作成などを行うことにしている。

① 一日の作業時間の制限を決めよう。

「昼休み以外は一日中テレビ画面の前に座っている」という人はいませんか。一日の作業時間が長い人ほど、首、腕、肩や目の痛み疲れなどを訴えています。また、忙しいからと言ってぶつどうしの作業はいけません。

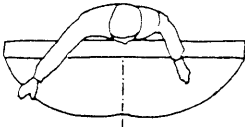


一日の作業時間はいくら長くても4時間以内に。長い時間の作業が続く時は、最低でも一時間ごとに10分以上の休憩時間を。

(社研マイコン調査会、1985)

② 狭い机はやめよう。

キーボードの手前に手首を置いたりするような場所はありませんか。肝心の書類もずいぶんと不自然な位置に置いたりしていませんか。机が狭すぎると腕や肩などに不必要な負担をかけてしまいます。少なくとも普通の事務机の上にVDT機器を置くことだけはやめましょう。



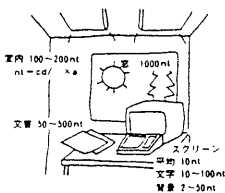
③ 調節自在のイスを使おう。

自分にあわない高さのままのイスに坐って、手首を上にあげ、まるで幽霊のような恰好をしてVDT作業をしていませんか。イスは安定し、作業者の誰にも簡単に調節ができるものを使いましょう。



④ 照明のムラに気をつけよう。

窓際で窓に向かってVDT作業をしている人は疲れもひどい。お天気のいい日、明るい外の景色をチラチラ見ながら、くら〜い画面に目を寄せていると、目はそれこそ白黒しなくてはなりません。照明環境の整備に気をつけましょう。



コンピュータ、ワープロで仕事はなんでもOK! けれど…… **ちよつと待て**

VDT作業環境のチェックのために④

ワープロやパソコンの前に座って作業をしていると時間を忘れてしまふ、という人が少なからず職場にいるという状況になってきた。忘れてしまうほどではないとしても、一旦まとまった仕事を

はじめると、なかなか時間が経っているから

と言って途中でやめるといふ訳にいかないことがあるものだ。職場によつては、せつかく労使協定で一日の作業時間や、連続作業時間の規制を決めても、作業者自らが「もうちょっとだから」と言つてその規制をやぶつてこまるといふような話が出てくる。

しかし、このように「ちょっとだから」とか「便利だから」「まにあわないから」などと、からからから・・・と言っているうちにVDT作業にのめり込んで行き、必要でないこ

とまでVDT作業でなくてはできない

ような気持ちになつてしまふ。こうした作業者には、VDT機器の近

だらだら作業はやめて 休憩と小休止を

くに作業時間規制などに関する注意を目に見えるように貼っておき、時々注意を喚起するようにしたい。

背を丸め、VDT機器の世界に没頭しているような作業者には、時々声をかけ、まを取らせたい。まのと

- りかたは、例えば、・・・
- ①意識して目を画面から離してみる
 - ②強く目をつぶってみる
 - ③肩の力を一旦ぬいてみる（肩をすくめる要領で肩をもちあげ、その状態から一気に下におろす）

④ともかく座席から一度立ち上がっ

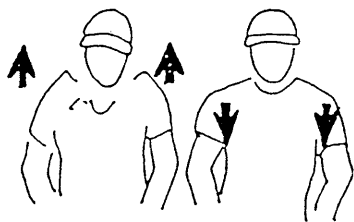
てみる

⑤休憩時間に軽い体操をしてみる

（チェックポイント10より）

VDT作業者をまわりで見ている分には、特に重激な仕事ではないし、時にはバズルでもしているような印象を受けることもある。しかし、長時間続けた後、椅子から立ち

上がってみるとグツタリと疲れていることがよくわかる。そのグツタリ感を作業者が記憶に止めておくことが大切だ。



前線か鳴

有機溶剤による

皮膚障害(二名)に

労災認定

東南

トクワク
ロクク

全金ヤマト産業支部

全金ヤマト

産業支部は有機溶剤による皮膚障害問題に取り組んで

いるが、この間の成果として、職場における有機溶剤特殊健診対象者の拡大をかちとるとともに、申請者二名の労災認定が決まった。労災申請から認定に至る経過においては、会社に対して労災であることを認めさせるとともに、即刻申請

さらに、主治医の現場調査

を行うなど終始会社をリードしてきたことが成果をかちとる決め手となった。

今度の皮膚障害の原因は二つあり、一つは、トリクロルエタンによる部品の脱脂洗浄・乾燥を、タライで洗浄し、手に持ってエアード乾燥させていたこと、二つは、ロックタイトという樹脂系接着剤による接触皮膚炎であった。前者については、皮膚障

害ばかりでなく作業自体に高濃度曝露の危険性があることから、工程の改善を組合として追求中である。また、後者については、当初、洗浄剤フロンソルブが原因ではないかと疑われていたが、現場調査から接着剤が原因とわかったというもので、医師に現場を見せるこ

との重要性が再認識された。ただし、フロンソルブは最近、「低毒性」を売り物に現場に入ってきているが、この物質については新しいものだけに要注意。健診、排気装置の完備が必要である。こうした物質を使っている、他の無対策職場での取り組みも必要である。

東南

再度原告本人尋問を

次回に

全金松本製作所支部

梅本難聴労災裁判

六月十三日、大阪地裁において全金松本製作所支部梅本組合員を原告とする難聴労災損害賠償裁判の弁論が行われた。松本製作所に

おける騒音作業(ハンマー打ち、サンダー掛けなど)によって難聴になり、その企業責任を追及するこの裁判は、会社側が、「入社以

前から難聴である」と主張、騒音作業についても作業量を偽るなど全面的に対決してきたため、すでに四つの医学鑑定が提出されるなどしながら長期にわたってきた。

最も問題になっている、ハンマー打ち作業については、会社側は製造部長を証人に立て、作業量を実際より過少に申告させるなど、数々のデータラメを証言させたため、原告側では、同様な作業の経験者であるKさんを証人に立て、その嘘を暴いてきた。ただ、原告よりもあとの時代にその作業に携わったというところから、原告の作業実態と少し異なること、さらに、会社製造部長は、その他の点で虚偽の証言をしていること

るから、今一度、原告本人の尋問を申請していたのであるが、今回の法廷で、これが認められ、次回は、本人尋問が行われることが決定した。最後の正念場である。

（次回法廷）
九月五日午前十時半より
大阪地裁七一二法廷

「中」 豊 「 保母の健康調査 結果まとまる より徹底した 職業病予防対策が必要」

豊中市職婦人部が昨年七月に実施した保母の健康アンケート調査の結果がこのほどまとまり、報告した。このアンケート調査は、保母に多発している頸肩腕障害、腰痛症の現状を把握し、現在の作業条件、環境との関連を調べ、今後の安全衛生対策を進めていくための一助として企画されたもので、センター、松浦診療所が全面的に協力して実施したものである。

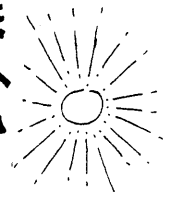
同市では、保母や給食調理員などの職種について現在も職業病健診として、毎年腰痛健診を実施している

が、要治療者のピックアップのみに結論が収束されているだけで、必ずしも職場改善の実現に結びつくものにはなっていない。また、保母の職業病については、公務災害認定に関わらず、市独自の認定補償システムをとっているが、それも職業病根絶のための対策としては不十分という問題点があった。

今後、同市職ではこの報告書をもとに、職業病予防対策を検討していくことになっている。



原発いらん!



大阪労働者の集会

大阪

参加者 三五〇人

五月二七日、『原発いらん、大阪労働者の会』の集会在港区民センターであり予想を上回る三五〇人ほどの参加で、熱気にあふれたものとなった。

この会は、今年に入ってから、この反原発運動の広がりの中で、これまで組織動員参加のワクにとどまっていた労働組合、労働者も自主的参加により反原発運動に積極的に関わろう、ということ今年三月末に結成され、この日の初集会となったものである。

午後六時すぎに「ドキュメント・チェルノブイリ」

の上映で会がはじまった頃は、まだ空席が目だったが、樋口健二さんの講演

に入る頃には続々と人が来はじめ、イスが足らなくなるほどになった。樋口さんは「マスコミからも消された原発被曝労働者の実態」という題で各地の原発を訪ね、自分の目と耳で確かめた劣悪な作業環境や下請けた労働者の実態の数々、その中で出会った岩佐さんとのことなど、時間ぎりぎりまで熱弁をふるった。その後、

今最高裁に上告中の岩佐訴訟原告の岩佐さんの挨拶や他の反原発団体からのアピールなどが続いた。

この日は、岩佐訴訟の記録として最近発刊された「原発と闘う」をはじめ、本やパンフレット類も飛ぶように売れ初めての集会としては大成功だったといえよう。今後の同会の活動に注目していきたい。

全国

第8回 労働者職業病被災者対策全国集会

厳しい状況の中

交流と連帯を深める

五月二八、二九日、第八回労働者職業病被災者対策全国集会が箱根町でひらかれ、加し、熱心に討論を交わし

た。振動病長期被災者への補償打ち切りを始めとして、労働者職業病被災者をめぐる状況は極めて厳しいものとなってきているが、この集会では、各地でそれらの攻撃と如何に闘っているかという交流が主に行われた。昨年四月から施行されている改善労働者保険法によっ

て、リハビリ就労者の休業補償に大きな矛盾が存在すること、長期被災者に対する露骨な一斉打ち切りの動き、労災の業務上外の判断を被災者を診たこともない基準局の労災医員が実質的に行うことの問題点が、各報告の中で指摘された。

労働運動の中で「いのちと健康」の問題が軽視されていくような風潮が高まるなかで、この全国集会の持つ意味は大きく、来年も第九回全国集会を開催することが確認され、集会を終えた。



天降からアスベスト降る

組合事務所

撤去を会社に要求

大阪

大阪地域合同労組A分会

大阪地域合同労組A分会から、同分会事務所のあるS店五階の倉庫と組合事務所の吹きつけ材にアスベストが使われているのではな

いかとの相談が安全センターにあった。さっそく環境監視研究所に検体の分析を依頼し、クリソスタイル10〜30%を含む吹き付けであることが判明。剝離した部分も散見され、吹き付けの状態はかなり悪かった。床には吹き付け材が落ちていたといった具合。

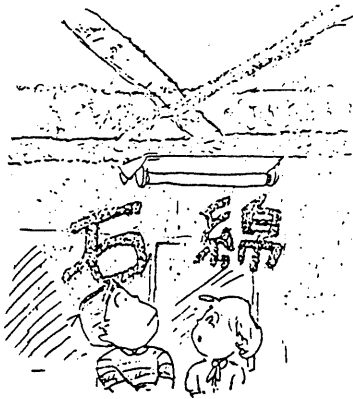
組合員、労働者の健康を

守る立場から組合として、アスベスト撤去に取り組むことを決定、団交の場でア

スベストの分析・気中濃度の測定を経営者側に要求した。経営者側はある建設業者にアスベスト撤去の見積もりを依頼しているなどというしながら、明確な回答を避け続けてきたが、組合側の再三の要求に、環境監視研究所に測定を依頼すると言明するに至った。

組合ではその間、アスベストの危険性についての認識を組合員の間で共有する

ため、労災職業病東南交流会のアスベスト学習会に「大挙して」参加するなど意欲的に取り組んでいる。しかし、アスベスト撤去までには経費獲得、業者の選定、廃棄物処理など問題が数多く残っている。センターとしては、会社側との絶えざる緊張関係にあるA分会をアスベスト問題を通じて、側面支援できるような努力してゆきたい。



東大阪連続労働講座はじまる

“安全衛生・労災問題は 組合主導で対処を”

六月一五日、「労災職業病に対する基本的視点」と題して、東大阪連続労働講座の第一回目が行われ、安全センターから片岡が講師として参加した。

この講座は、総評東大阪地協の取り組みとして行われるもので、今後、法律家、労組活動家、評論家を講師陣に毎月一回開かれることになっている。

話は、まず、労災事故と交通事故の比較を例にとりながら、近年、労災事故における個人責任追及主義が

らに、安全衛生・労災問題

の根本は、誰の主導でおこ

なうのかにあるとして、労

働組合の自律的・自主的安

全衛生対策の必要性を訴え

た。たとえば、安全衛生委

員会や健康診断についてど

う対処していくべきかにつ

いて、センターからの提起

を行った。

また、働く者に健康を！

東大阪連絡会より馳平会長

(東大阪学給労委員長)が、

この二年間の活動報告を行

い、労働組合・労働者主体

の運動のネットワーク推進

の観点から会への参加をよ

びかけた。

はびこっている、これが、安全衛生・労災対策を後退させていることを指摘。さ

南大阪 淡路島 合宿 in 淡路島

全港湾大阪支部
安全衛生委員会

安全パトロールの総括と 今後の方針検討

全港湾大阪支部安全衛生

委員会は、この六月十七日、

十八日に、恒例の合宿を淡

路島で実施した。この合宿

は、五月十七日から二四日

にかけて行われた支部一斉

安全パトロールの総括と、

次年度への闘いの方針の検

討のために行われたもので

ある。

合宿は、まず最初に、六

月七日に発生した死亡事故

について報告が行われ、一

分間の黙禱を行い、安全衛

生委員会活動を強化するこ

との重要性を委員一同が再

度認識し直すことから開始

された。報告、討議に入り、

今年の安全パトロールの結

果を昨年と比較しながら、

保護具着用が未だに出来て

いない職場のチェックや、

安全パトロールについて未だに理解不十分な一部の会社側に対する対策などが熱

心に討議された。

同委員会では、今年より
教官部を発足し、ニュース

の発行開始や、実務学習会
など活発な活動を続けてい
るが、労働者主導の職場安

全衛生対策がさらに強化さ
れることが期待されている。

7月の労働・職業展

直まがじり ②

西野方庸

香港労働者健康センターは、主な活動として、①健康教育、②医療活動、③調査研究、④資料センターの四つをあげている。これは、我々日本のセンターの活動と比べても同じものが想像できるのだが、直面する現状から随分と内容は異なっている点が多い。

まず、健康教育の内容は、職場の安全衛生対策の強化を喚起するための展覧会。香港では職場の安全衛生に関する法律が整備されてきたのは、つい最近のことであり、まだまだ安

全に対する意識が高まっているとは

言えず、住宅街や工場街で公共施設を借りて、絵や写真パネルを使った展覧会を開いている。また、講座や討論会を開いたり、絵や漫画入りの読みやすい機関誌を発行したりして宣伝活動を行っている。なかでも展覧会は、八七年度中に合計二〇回行

い、入場者は少ないところで百人、多いところでは二千人という盛況となっている。香港では昨年、政府、経営者団体、労働組合共同の取り組みとしてかなり大々的に労災防止運

動を実施したというから、そのせいもあるかも知れないが、それにしても大変活発な活動ぶりである。

医療活動としては、労働者の住宅街に出向いての健診や医療相談を行い、労災被災者の組織化も行っている。それに、電話での相談も受け付ける体制を整え、相談を呼びかけるカードを配ったりもしている。

こうした活動は、前回にも少しふれたが、工場労働者や建設労働者の労働組合組織率が極めて低く、重症の被災者の泣き寝入りがあまりに多いことに対する方策として行っているという点である。泣き寝入りと言っても、社会保障制度がそれほど整備されていない実情から、実に悲惨な状況に被災者が追い込まれることになる。

電話熱線労働者援助

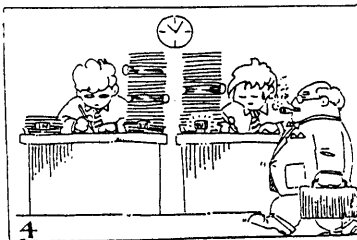
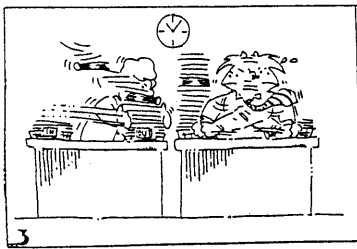
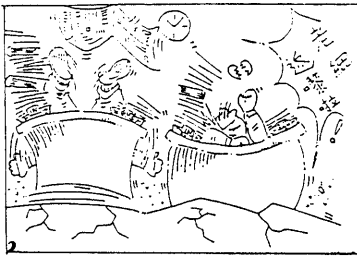
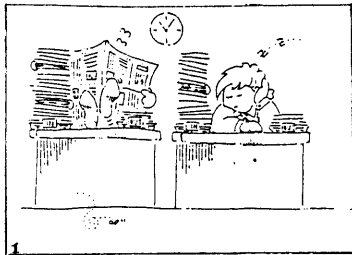


3-665965

香港労働者健康センター
電話熱線労働者援助

香港労働者健康センター
電話熱線労働者援助

私たち交流会の参加者が、工場見学の後に案内されたのは、被災労働者組織の連絡事務所が置かれているキリスト協会で、建設現場で下肢に被災し、災害発生責任を追及する闘いを続けている被災者、兄が転落事故で死亡したことから労災撲滅の闘いを進めている労働者などと交流することができた。悲惨な状態に置か



れている被災労働者を一人でも救い、被災労働者の権利を獲得するために、損害賠償の闘い、相談活動などあらゆる活動を展開している状況を垣間見ることができた。

香港のセンターでは調査、研究活動にも力を入れており、退職した坑内労働者の健康調査や、郵政労働者の腰痛症の調査、また各事業所で安全衛生に関する法律の順守状況調査などが行われ、各報告書がまとめられている。その他にもビデオによる教材、教宣パンフレットの作成なども精力的に進めている。

しかしながら、まだまだこうした活動に意欲をもちやす医師や研究者の数も少なく、じん肺などの疾患についてはそれなりの対策をうってきただけでも、隠れてしまっている職業病がどれくらいあるか、それを明らかにしていくのが香港センターの今後の活動課題であるということであった。意気盛んな香港労働者健康センターの活動家たちは、こうした現状と活動を、アジアの安全センターのネットワークを作ることによって共有し、できることから共同の取り組みをと提案している。

「中断・逸脱」の後の災害は

なぜ通勤災害にならないのか

例えば、いつもの通勤経路を通って自宅に帰る途中、その経路上にある友人の家に頼まれものを届けに行った。そしてすぐに帰るつもりだったのが「まあせっかくなのだからお茶ぐらい」と上げられ、一時間ほど仕事とは関係ない世間話をした後、また通勤経路に復したあとに交通事故にあった。こういう場合は、現在のところ補償の対象となる通勤災害とは認められないことになっている。なぜならば、「届け」行為はささいなことであって、「一時間ほどの世間話」は立派な? 「中断」にあたるからである。つまり、「日用品およびこれに準

て食事をし、九時八分に災害に巻き

込まれた例。この場合は母子家庭という事情から、この時間の経過を

「中断・逸脱」とはとらえず補償の対象としている。もう一つはデパートの派遣店員が七時五〇分に退社し、五〇分喫茶店で話をしたあとに巻き込まれた例。この場合は、喫茶店で商品の販売・在庫状況を同僚と話し合ったあとであるとして、喫茶店を出た八時四〇分を通勤の始点として認めたものである。

こうなってくると、どこまでを

「中断」と認めるのか、あいまいなことこの上ない。西ドイツでは、中断行為の性格などを考慮した上で、就業との関連が失われていないと評価されれば中断の後であっても補償の対象となる。こういうシステムの方がずっと一般に分かり易いと思うのだがどうだろう。

しかし、この規定もいろいろと疑問がわく余地がある。例えば、八一年に起こった新宿バス放火事件で労働省は、二件について通勤災害としている。一つは六時三分に退社し、六時半に高校一年の長男と待ち合わせ、買い物をし、夕食の買物の後、八時半には中三の次男と待ち合わせ

東南

アスベストで

学子羽白△△

△△後にも情報交換

◆東南地域労災職業病問題交流会

このところ安全衛生実務講座を続けてきているが、五月三〇日の例会では、ちょっとひとやすみして、アスベスト問題を取り上げた。

安全センターから、アスベストの危険性、健康障害、いろいろなどころに使われている実例などについてスライドを使った報告が行われた。参加したなかには、職場にアスベスト吹き付け箇所があるとこころがあり問題化しているとの声も聞かれた。

また、例えば、郵便局関係施設については全通でも取り上げて、すでに建築図面に基づく調査によってわかった石綿吹き付け箇所の工事が行

われているとの話が出るなど、現場段階では、状況は進行しているようである。

交流会では、今後も、アスベストについての情報交換の時間をもうけてこの問題をフォローしていくことにしている。

次回例会は、六月二八日で、「健康診断の実務講座その三「レントゲン撮影に対する考え方」で、講師は、松浦診療所健診部の田村さん。

東大版

対市六交渉を行う

未対策の

学子校アスベスト

◆働くものに健康を、東大阪連絡会

六月二日、アスベストについて東大阪当局との二回目交渉を行った。連絡会からは、馳平会長、千葉事務局長ほか、市当局側は、教育、建

築、管財、環境、産廃、公害、衛生などから課長クラス以下の各担当者が出席した。

まず使用工場への監督については、工場周辺の環境濃度測定を行っている、立入検査をしているものの集塵機が回っているかどうかの確認にとどまっていることなど、不十分な点がみられたし、工場名の公表も「混乱を招く」として拒否するなど問題の多い対応がみられた。

民間の建築物などにおける指導については、ビル管理法における特定建築物については管理基準の中にアスベストの項目があることからアスベストの危険性の告知、アスベスト使用のチェックも行っているのとこととであり、リストの公表も認められた。しかし、一定規模以上の特定建築物以外については、手立ては取られて

いないことがわかった。

なかでも、最も大きな問題は、学校・公共施設に対する対策の遅れだった。

東大阪市教育委員会は、昨年の文部省の指示による公立小・中・高校調査の際、教室だけではなく施設全体を対象に調査し、十四校においてアスベスト吹きつけ箇所を確認しており、同時に空気中濃度の測定も行っている。そして、労働環境管理濃度よりはるかに低いから「管理された状態にある」として、「かえっ

て飛散する」などの理由をつけて、何らの対策を講じていない。交渉に

においても同様な発言をしていた。連絡会では剝離状態にある現場写真を用意して交渉に望んだのであるが、教育委員会はその実態すら見ていないことがわかって、その無責任ぶりが明らかとなった。当面とりうる応急策の実施についても、「可能なことをやる」というにとどまった。

また、学校以外の市公共施設については、アスベストらしい箇所のリストアップのみを行っているにすぎ

ず、これについても「アスベストか

どうかはっきりしないので公表できない」と述べた。しかし、前年度にその調査をしながら、今年度予算に判別調査のための予算を計上していないというのは怠慢としかいいようがなく追及したところ「早急に行う」との回答であった。

連絡会では、今後、市教組、社会党とも協力しながら、議会をふくめこの学校・公共施設のアスベスト問題に焦点を当てて取り組むことにしている。

グッバイ・アスベスト くらしの中の発ガン物質

川村暁雄著 日本消費者連盟編集・発行 A5版 63頁 頒価 四百円 送料 二百円(冊数に関わらず)

アスベスト読本

神奈川労災職業病センター発行 B5版 56頁 頒価 三百円 送料 二百円(冊数に関わらず)

関西労働者安全センターで取り扱います。郵便振替でお申し込み下さい。

- (1) アスベストとは (2) アスベストの生産と利用 (3) アスベストによる健康被害 (4) 現行の規制と対策 (5) ILO石綿条約と勧告

五・一〇 製薬メーカーの薬品倉庫が爆発、全焼し付近の住民約三百人が一時避難、従業員一人が軽傷(尼崎)

五・一一 間組のトンネル工事などに長年従事し、じん肺に侵され損害賠償を求めていた裁判で間組が二千五百万円を支払うことで和解(東京)

五・一二 橋新設工事現場で塗装作業をしていた作業員が足を滑らせ十五メートル下の河原に転落、一人死亡、一人重体(奈良)

五・一五 「遠州じん肺訴訟」で原告五十八人のうちの三人と間組、飛鳥建設の和解が東京地裁で成立

五・一七 出稼ぎ労働者の脳出血死をめぐる「柴田訴訟」で大阪地裁は原告勝訴の判決(先月号参照)

五・二二

学校給食調理員の手の指が長時間にわたる同一作業で「く」の字に変形する指曲がり症が多発している中、岡山県の調理員が公務災害認定を申請、これは全国で初めてのこと

五・二三

苗場スキー場のロープウェイ点検作業中、突然ロープが動きだし三人の作業員が引きずられ一人死亡二人重傷(新潟)

中部電力浜岡原発二号機の緊急炉心冷却装置系の蒸気パイプに小さな穴があき、放射能汚染水漏れが起こり、点検作業中の十数人が被曝

五・二七

中国・上海市郊外の列車事故で、高知学芸高校の修学旅行生を引率中に死傷した教諭ら五人に対し、業務上災害の認定

原発と闘う

岩佐原発被曝裁判の記録

万国博の次の年、偶然に仕事で原子力発電所に入ったことから岩佐さんの運命が変わった。国と電力資本を相手に、様々な協力者とともに闘った十七年間の記録。

「岩佐裁判の記録」編集委員会編

八月書館発行

二〇〇〇円(送料込み)

石綿問題の動向と今後の対策 ④

神奈川労災職業病センター所長 田尻 宗昭

ますます保守化する霞が関官僚

農薬も、食品も、廃棄物も、全部が一体です。廃棄物だけ捕まえても駄目で、元を断たなければいけない。もはや、どこそこの官庁の問題だという段階ではないのです。

最近、役人がどんどん変わってきました。今は、非常に自己保身が強くなりました。とくに、霞ヶ関。自分の担当中は、もめ事をおこしたくない。次の奴に引継いで、あとは、知らない、という傾向が実に強い。現場がないという霞が関の弱点です。現場をきちんたとらえていたら、そ

んなことはない。自治体は、そんなことは言ってはおられません。別に、社会党員ではありませんが、社会党の政策提言プロジェクトの世話人になり、十五人くらいの専門家を集めて、今、霞が関官僚のヒアリングをしています。

今までは、霞が関の課長は、自治体の課長よりははるかに政策に強かった。かなり権限をもっている。

悪いけどそれなりになかなかの者がいたものです。しかし、この間、厚生省の課長を呼んで、チェルノブイリ事故に関連して、放射能汚染食品の輸入基準が、東南アジアに比較して二〇倍甘いということを知ったら、何と言ったと思いますか。「法治国

家の日本で合法的に整理した基準を信用しない、批判する人は、日本に住む資格はない」こういう頭脳の構造がアスベスト、ダイオキシン、乾電池の規制をする根っこにあるならば、事は簡単なことではないと思います。

腰を据えて

現場から

ですから、この何万種類の有害物との闘いには、よほど我々が腰を据えて生活現場から取り組んでいかなければいけない。もう一部の学者、役人に任せればいいという問題ではない。我々は、しっかり学習して科

学的な真実をすっかりつかまえて、いい加減なことを言わないで、今度是我々が専門家になり、そして、運動の現場からあるいは組織の中で、地方議会で、国会で、影響力を及ぼす具体的な行動に立ち上がらなければ、我々の子孫の生命は保証されない。考えてみれば、こんな社会を作ったのは私達の世代です。子供たちはもろにその影響を受ける。ですから、次の世代のためには少しは掃除しておいてやらないと、余りにも無責任である。貯金通帳の金だけがふえたって、そんなものは何の役にも立たないと感じます。

公健法の改悪について

さて最後にもうひとつ残念なことを申し上げて終わらなければなりません。公害健康被害補償法が、ついに、改悪されました。たいへん印象

が強いのは、十年前、東京都の公害規制部長しているとき私が都側の責任者でした。その前段の窒素酸化物環境基準緩和が起こってきたので、私は美濃部知事の反対意見書を作って首脳会議にかけた。公健法改悪に道を開くような環境基準緩和は反対という意見書を申し述べた。そうしたら二、三の局長が、まだそんなはっきりしないことを反対するのは役所らしくないなどと反対したが、美濃部知事の鶴の一声でシーンとしてしまって、いっぺんで、パスして。それをもって、橋本環境庁大気保全局長に会いました。あの人は、公害に関しては何功も先輩です。私も尊敬しているもので、意見書を持って行って、「あなたも大変ですね、板ばさみなんではないですか」というと、けろっとして「私は自信あるから緩和します。大幅に緩和します。」人が変わったなと思いました。「それは橋本さんおかしいのではないで

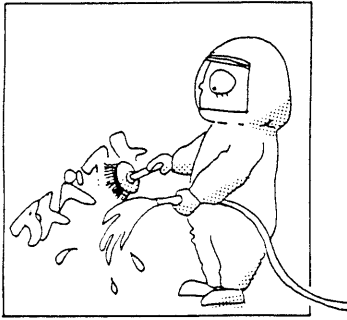
すか。環境行政の憲法の環境基準を変えらるのだったら、なぜ中央公害対策審議会に諮問しないのですか」「いや、あんな学者に迷惑かけることはない。私が自信があるんです。」と言うのです。環境庁は変わった。大変な圧力を受けているなと思いました。

日茶茶古茶茶な 打ち切り論

そして、こんどは昭和五八年、公健法を打ち切るために、法律家を中心とする作業委員会ができて、十月三日に報告書ができあがった。全国の大気汚染の被害救済は打ち切るべきであるという報告が出た。わたしは、イデオロギーで反対しているのではない。なぜか。この報告書に大変なことが書かれているからです。一つは、去年の六月、六年間千葉大学の石田先生などを中心にした

二〇人の医学者に頼んで環八沿道の住民被害調査した結果を自民党の都知事でさえ発表した。そこにはじめて大気汚染による人体影響が病気に及んでいるという報告が出てきたのです。

たとえば、女性の肺ガン死亡と窒素酸化物すなわち自動車排ガスに明らかに関係がある、あるいは、沿道の学童の肺機能が低下している、沿道五〇メートル以内の乳幼児に症状が多発している。衝撃的な報告だった。それを、前は公害に熱心だった



名古屋大学の法律の教授が「東京都の報告書は評価できない」の一言で

かたづけられた。法律学者が、医学者が六年かかってつくった報告書を何の根拠で否定するのか。二番目に、大気汚染の被害とは、その原因のすべてが大気汚染と証明されなければ被害とは認めない、と書いた。世界の公衆衛生の常識にこんなものがありますか。人間をガラスの箱にでも入れなければ証明できない。科学的に不可能なことを条件にするには、科学とはいえません。なぜ、法律学者が大気汚染の定義まで変えるのか。

被害者の孤立を

許した我々の責任

そして、日本における大気汚染の被害が永久に救済されないという法律が、先月国会で通過しました。私達は大変なことをしたのです。しかし、圧力をかけた、通産省、経団連

だけが悪人なのか。その報告書が決定された十月三日環境庁の前に黙然

と座り込んだ患者さんが百人います。川崎の公害患者さんたちです。雨が降られながら、黙って座りこんでいました。環境庁に排除されながら。そして、何人も何人も担架にかつがれながら、病院にもどっていきました。しかし、環境庁を取り巻いたのはたったこの百人だけでした。どれだけの世論の反対がありましたか。太平の中に酔っぱらっているうちに、私たちと子孫の大気汚染被害の救済の道を閉ざすことを許したのです。

真剣に

自前の運動を

いまや、環境問題というのは絶対に楽観視できません。私は三八年役人をやって、余りにもやりのこしたことが多いから、皆さんにドクターとして正しい診断書を申し上げなけ

れば責任が果たせないと思うからこんなことを言うわけです。いま三大都市の大気汚染はおそろべき状態です。とくに、沿道の環境基準達成率はわずか二割です。大型車は増える

一方、東京都では年間一万台増えている。大型車の技術改良は今後あま

り見込めない。状況は悪化する一方です。こんなことで、子孫の幸せが保証できるのでしょうか。

これは、役人や企業の悪口を言っている話ではありません。

私達自身が、私達を守るために私達が学習して、からだで確認して、私達自身で自信のある答えを見出して、

申し上げて、話をおわりたいとおもいます。 (おわり)

一九八八年夏期カンパへの御協力をお願いします

労働者のいのちと健康をめぐる情勢は年ごとに厳しさを増してきております。労働省は今年三月、昨年来の労働者側の反対の声を押し切って一方的に、振動病長期療養被災者へ労災打ち切り通告を出したことに象徴されるように、露骨な被災労働者切り捨て策を進行させています。また一方で、国会会においては企業に安全衛生対策を使つての労務管理を推奨する内容の労働安全衛生法の改定を行いました。

このような労働行政の反動化が進む一方で、労働現場においては従来からの問題に加えて、コンピュータに伴う新たな労働衛生問題や、アスベスト対策の問題など当センターの活動にも新しい展開が求められてきています。さらに、これまでの日常的労災相談活動、地域活動

を充実させることはもちろん、組織拡大や全国的な運動交流など、当センターに課せられた課題は山積してまいります。

情勢はきびしくとも、安全センターのすすめる「労働者のいのちと健康を守る闘い」の重要性は、一層大きくなってきており、今後さらに多くの仲間と手をつなぎ、様々な分野の人々との交流、協力をすすめていかなければならないと考えております。

しかしながら、そうした運動の財政的基盤はといえはまだまだ不安定な状態を脱するに至っておらず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。趣旨ご理解の上、読者の皆様に夏期カンパ活動へのご協力をお願い申し上げます。



健康に働くことこそ——

重いものをもつ仕事で肩や腕の痛みがとれない、OA機器を使いたして以来ひどく眼が疲れる、腰をかがめる仕事が多く腰痛に苦しんでいる、労災なのに会社は労災だと認めようとしない、職場のあちこちに危険な箇所がある……

このパンフを手にした方の多くは、こうした思いを抱きながら働いているのではないのでしょうか？

そうした不安や危険は働く者がしょい込まなければならないのでしょうか？

健康に働く、それは働く者全
ての願いであり、権利です。

私たち関西労働者安全センターは、この権利を守り、拡大していくために活動します。



★かねてからの懸案であった関西労働者安全センター紹介のリーフレットが出来上がりました。今後は、センターの活動をより広く知ってもらうためにどしどし活用していきたいと思います。ご一報下されば、お送りします。

職場の安全衛生ハンドブック

安全衛生活動の課題と取り組み○職業性腰痛とその対策○VDT労働とその対策○粉じん職場の健康対策○振動障害とその対策○騒音性難聴とその対策○放射線被ばくとその対策○有機溶剤・重金属中毒とその対策○循環器疾患と労働要因○職場のメンタルヘルス対策○職場健康診断の進め方○職場健康調査の進め方○安全パトロールと職場点検の実際○労働安全衛生法令の解説○労災補償制度の仕組み

編集代表―中桐伸五 A五版 三三七頁 頒価一八〇〇円 送料二五〇円（冊数に関わらず）

職場の安全衛生活動に必要な知識、ノウハウを満載の労働組合活動家必携の書

関西労働者安全センターで取り扱います。

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

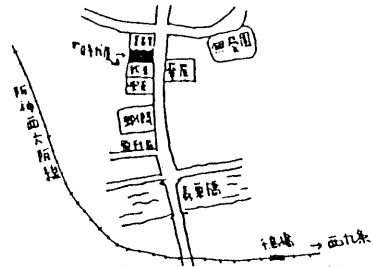
関西労働者安全センター

古書
レンタルコミック

時代屋

大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 **此花労働者センター**



早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28